審　判　の　経　過

2008年 4月23日	立入検査（公取委→当協会）
	公取委との協議……※１
2009年 2月27日	**排除措置命令（平成21年(措)第2号）（公取委→当協会）**
4月28日	審判請求（当協会→公取委）
5月25日	審判開始通知（公取委→当協会）
6月16日	執行免除の申立て（当協会→東京高裁）……※２
7月 9日	執行免除の決定（東京高裁）……※２
7月27日	第１回審判
9月14日	第２回審判
10月28日	第３回審判
12月 9日	第４回審判
2010年 2月23日	第５回審判
4月20日	第６回審判
6月 9日	第７回審判
7月27日	第８回審判
9月30日	第９回審判：参考人審尋
10月27日	第10回審判：参考人審尋
11月12日	第11回審判：参考人審尋 被審人（当協会）代表者審尋
2011年 2月15日	第12回審判：審査官が最終意見を陳述
6月 1日	第13回審判：被審人（当協会）が最終意見を陳述 **⇒　審判手続終結**
2012年 2月 2日	**審決案の謄本送達（公取委審判官→当協会）**
6月12日	**審決書の謄本送達（公取委→当協会）** **⇒　排除措置命令が取り消される。**

※１　公取委との協議・事情説明

当協会は，立入検査を受けて以降，数回にわたって公正取引委員会に出向し，現行の放送使用料の徴収方法，放送事業者における全曲報告の進捗状況，将来的に考え得る徴収方法の在り方，その実現のための課題と実現に要する時間などについて詳細に説明した。

※２　執行免除に関する経過

当協会は，本件排除措置命令について，当協会単独での履行が困難であること，当協会のみならず放送事業者及び当協会の委託者にまで回復し難い損害を生じさせる恐れがあることなどを理由として，2009年6月16日，東京高等裁判所に執行の免除（独占禁止法70条の6）を申し立てた。

東京高等裁判所第３特別部（都築弘裁判長）は，この申立てを認め，同年7月9日，保証金1億円を供託することにより，本件排除措置命令が確定するまでその執行を免除することを決定した。